

<研究ノート> 坂東武者は惑星の変を怖れたか : 『吾妻鏡』に見える惑星記事の検証

著者	湯浅 吉美
雑誌名	埼玉学園大学紀要. 人間学部篇
巻	4
ページ	121-134
発行年	2004-12-01
URL	http://id.nii.ac.jp/1354/00000978/

坂東武者は惑星の変を怖れたか

『吾妻鏡』に見える惑星記事の検証

Notes on Planets mentioned in “*Azuma-kagami*”
(The authorized history of the Kamakura shogunate)

湯 浅 吉 美

YUASA, Yoshimi

1. はじめに

筆者は先に文献1および2において、平安末・鎌倉初の公卿、九条兼実の日記『玉葉』に見られる惑星現象の記事を検討した。その結果、天変に対する吉凶の判断が往々にして選択的恣意的であり、時として作為的でさえあることが窺われた。つまり、社会的立場や人間関係が異なれば、同じ天象を別の見方で見ている可能性がある、ということである。

実際には、ある一つの天象に対して複数の史料に言及がある例は多くないのであるが、ほぼ同じ時期で、かつ立場を異にする史料を比較対象として採り上げてみれば、共通点や相違点が見出されるであろう。その意味で、平家の公達の日記が残っていれば、すこぶる興味深い対比が見られたに相違ないけれど、奈何せん無い袖は振れぬ、周知の如く、悉く西海の藻屑と消えてしまった。

そこで本稿では、鎌倉武家政権の史籍『吾妻鏡』に見られる惑星現象の記事を検証し、併せて若干の考察を行う。鎌倉でも天文占や天変御祈が行われたか？ 坂東武者は天変に

怖れたのか？ そういった事柄について見てゆきたい。

2. 『吾妻鏡』について

まず、『吾妻鏡』について、そのあらましを記しておく。

『吾妻鏡』は、鎌倉幕府の立場に立って編纂された歴史書である。治承4年(1180)の源頼政挙兵から文永3年(1266)の6代將軍宗尊親王帰京まで、つまり幕府の草創期から中期までを編年体で記述しているが、途中に12か年分の欠落がある。完成に至ったものが未完のものかは明らかでない。前後二部に分かれて成立したとする説があり、これに従うならば、前半部は文永年間(1264~75)、後半部は正応~嘉元年間(1288~1306)にそれぞれ編纂されたという。しかし、この説の蓋然性については疑問の声も強く、なお検討を要する。いずれにせよ、14世紀初頭までに成立したことは確かであろう。材料として、公家や寺社の日記・記録類、寺社や御家人から提供された文書類、幕府機関の記録・文書など、膨大な資料を用いており、『平家物語』や『金

キーワード：吾妻鏡、惑星、武家社会、鎌倉時代、古天文学

Key words : *Azuma-kagami*, Planet, the Samurai society, the Kamakura period, Ancient astronomy

槐和歌集』のような文学作品までも参照している。

さて、『吾妻鏡』が基本中の基本史料であることは間違いないが、制約や限界もいくつか指摘される。それは、

幕府が関与しない限り、朝廷や非御家人に関わる記述がない。

幕府関連であっても、都や西国で発生した事件は、ほとんど記述されない。

体裁を整理するための作為がある。

不手際による年月の誤りがある。

材料に対する吟味が十分でない。

政情を反映した改竄、隠蔽がある。

などである。したがって、その記事を無批判に用いることはできないものの、十分な史料批判を伴うならば、一級にして不可欠の文献たること、動かし難い。その点、天体現象の実否は、天文学の力によって精密かつ客観的に検証できるから、当該記事が事実をありのままに記したのか、それとも何らかの作為が籠められているかを見分けやすい。史料の記述態度とか、背後にある編纂意図といったものを考察するうえで、まことに適当な題材なのである¹。

3. 『吾妻鏡』に見える惑星の記事

『吾妻鏡』の中で惑星現象について記した箇所は70件以上ある。以下、個別の記事の検討に入ろう。前稿と重複する点が多いが、例言を挙げておく。

紙幅の都合と、文献1との対比という目的から、火星の記事を中心とし、他の惑星については省いたものも多い。採り上げた記事の件数は50件である。

本文は新訂増補国史大系（文献3）を用いた。その底本は北条本である。

各条、年月日に続く括弧内は、対応するユリウス暦日と、刊本の頁数である。

記事本文中の括弧（ ）は原文において小字もしくは小字双行（割注）となっていることを、 は引用者の補った字句であることを、それぞれ示す。

五惑星の古名は、水金火木土の順に、辰星、太白（大白）、熒惑、歳星、鎮星（填、陳、陣なども用いる）である。

考察の文中では、とくに断らない限り、日付は和暦、時刻は24時間制を以って記す。

十二支による時の表記は、子刻が23時から1時までで、0時を正刻とする。以下、同様に、

丑... 1時～2時～3時

寅... 3時～4時～5時

卯... 5時～6時～7時

（日中は省略）

酉...17時～18時～19時

戌...19時～20時～21時

亥...21時～22時～23時

となる²。

古天文学では1尺が角距離1度（60分）に対応する³。1寸はその十分の一であるから6分に相当する。「犯」は、二つの天体が7寸（42分）以内に近付くことをいう（一部の天体では1尺以内）。

天文シミュレータとして、前稿同様、アストロアーツ『ステラナビゲータ』Ver.6を用いた。逐次、更新を適用したので、現在Ver.6.1eである。

他の星や星座の古名の同定には、文献4・5を参照した。

【1】建久6・10・3（1195・11・6 549）

天文博士 安倍 資元朝臣去月十七日書状参着。太白変事。所副進一卷勘文也。

天文博士安倍資元の書状が鎌倉に到着し、天変が知らされたことを伝える。「太白変」とのみ記しているが、これは金・火が接近したものの。当時、両惑星は太微垣（しし座、かみのけ座、おとめ座を含む天域）を順行中で、9月8日に黄経合となり、金星の北0.2度に火星が位置して犯となった。『玉葉』9月7日条に「近日」としてこのことを掲げ、10日条に資元が天文密奏を進め、御祈の修せられたことを記す。鎌倉でこれをとくに何かの前兆と受け止めた形跡はないが、京都では平氏の残党の動きが続いており、平穏とは言い難い情勢であった。

おそらく勘文には、幕府に報ずべき内容が含まれていたに違いない。問題は、在鎌倉の天文道は、このことに注意しなかったのか、という点である。後に見るごとく、鎌倉でも天文道の人々の計算精度は京都に劣らない。鎌倉の陰陽師がこの天変に気付かなかつたのではなく、あえて報告するには及ばぬと判断したものと解釈したい。

【2】建暦元・11・1（1211・12・7 659）晴。寅刻。太白凌犯房上将星（相去六寸許）之由。司天等申之。

金星が房宿上将星（さそり座ベータ星）を犯した。寅刻に6寸（36分）とあるが、この値は適切。鎌倉では3日未明、永福寺を焼く火災があり、当夜、「天変の事に依り」として祭供を行った⁴。

【3】建保2・5・15（1214・6・24 711）晴。寅刻。月犯太白（相去三尺所）之由。司天等申之。

寅刻に月が金星を犯し、その距離は3尺であったという。実際には両者は黄経にして130度以上も離れており、この記事は不審である。しかし、これを作為と見て連想されるような事件もとくに見当たらず、単なる錯簡の可能性が高い（実は底本の脱欠を補完した部分にある）。

【4】建保2・10・27（1214・11・30 714）晴。寅刻。月犯太白（相去一尺五寸所）相並及辰刻見之由。司天輩申之。

【3】と同様、寅刻に月が金星を犯したというが、こちらは的確。月齢26の細い月の北縁に金星が寄り添って見え、たしかに寅刻の頃、1尺3～6寸を隔てる。月の欠けている側に星が位置して、さながら千葉氏の用いる月星紋のような様子であった。辰刻に及んでなお見えたという点も首肯できる。この日、鎌倉の日出は6時40分近いから、有明の月と金星とが並んで観望されたであろう。続く記事では、京において和田合戦の余類が一掃されたことを記す。これは前年、和田義盛が北条義時に反して敗死した後、その残党が前將軍頼家の子を擁立しようと企み、在京武士に未然に鎮圧された事件を指す。明言してはいないものの、天変と人事の連動を意識した叙述と見られる⁵。

【5】建保3・11・20（1215・12・12 718）晴。戌刻。太白迥犯哭星第一星（七寸所）⁶。

【6】建保3・11・21（1215・12・13 718）霽。亥刻。太白犯哭星第二星（七寸所）由。陰陽少允 安倍 親職参申御所之間。將軍家於南面御覽之。

【5】・【6】は連続した天変である。金星が哭星第一星（やぎ座ガンマ星）第二星（同デ

ルタ星）に相次いで接近した。20日の天象は両星の角距離が20時前後に33分（5寸余）21日のほうは日付が変わって深夜2時頃に42分（7寸）と計算されるゆえ、概ね正しいと言えるけれども、鎌倉では20時前に西南西に没するので、記載の刻限は計算上のものである。実際に將軍実朝が見たのは、21日の酉刻、南西の空に相違ない。全体の印象は、さまで不吉とか異変など感じていないように見える。

【7】建保3・12・15（1216・1・5 718）
晴。亥刻。金木同度。同時地震。

【8】建保3・12・19（1216・1・9 719）
晴。戌刻。太白犯歳星（相去九寸所）

【7】・【8】もまた連続した天象で、金・木の接近である。【7】には「同度」とあるが、角距離にして3度ほど隔たっており、また20時30分頃に没して亥刻には見えないから、これも実視観望の記録ではない。

一方、【8】の記事は、この当日、両惑星の黄経合となり、9寸という値も的確である。この間、16日に司天らが勘文を捧げた。「連々の天変」は「將軍家、殊に御謹慎あるべきの変なり」という内容であった。30日に天変御祈を行っている。

【9】承久3・5・18（1221・6・9 766）
霽。寅刻。太白星陵犯熒惑星（二尺所云々）

金が火を犯した記事。おうし座を順行中の両惑星は、この日の夜明け前、2.3度ほどに近付いた。最接近は4日前の未明で、角距離1.5度。もともと犯とは、7寸（0.7度）以内に接近することをいうので、厳密に言えば、これでも犯ではない。しかし周知のごとく、時あたかも承久の乱の真最中である。14日に後鳥羽上皇は西園寺公経父子を幽閉、翌日、

北条義時追討の宣旨を下した。急報に接した幕府は22日、泰時・時房らを京都に向けて進発させる。19日には北条政子が御家人らに檄を飛ばしている。そういう時である。本来ならば犯とするに当たらない天象を、しかも最接近の日でない日付に係けて記載しているところに、この記事の含蓄があろう。公家の日記のように明言せぬものの、『吾妻鏡』の世界でも、やはり天変は人事を反映するものと受け止められていると言える。

【10】貞応2・9・2（1223・9・27 10）
戌刻。太白犯歳星（相去二尺七寸所）

【11】貞応2・9・3（1223・9・28 10）
戌刻。月犯太白（相去三尺所）

この2件は、2日に金が木を犯し、3日に月が金を犯したという。いずれも概ね適切な記述であるが、前者は2尺7寸、後者は3尺といい、犯とすべきものではない。しかし、続く4日には月による心宿心前星（さそり座シグマ星）の星蝕があり、5日と10日に天変御祈が行われた。当月26日に鎌倉大地震の記事が見える。

【12】貞応2・11・1（1223・11・24 13）
戌刻。歳星犯辰星。又熒惑入太微之由。司天之輩申之。

木が水を犯し、また火星が太微に入ったという。たしかに計算上では戌刻頃に木・水が黄経合となる。しかし、実際には地平線下で戌刻には見えない。これも明らかに計算上の報告で、逆に当時の司天が（実視観測の結果だけでなく）天体位置計算に基づく知見をも報告していたことがわかる⁷。距離も9寸ほどゆえ、厳密には犯ではない。

また火星の変のほうは、火星が太微右垣の

上将星（しし座シグマ星）と右執法星（おとめ座ベータ星）との中間付近にある。記述は適切だが、これも地平線上に現れるのは夜半過ぎである。7日に天変御祈を始めた記事が見える。

【13】貞応2・11・19（1223・12・12 13）戌刻。太白星犯哭星第一星。前右京亮重宗申之⁸。

金星の変。哭第一星（やぎ座ガンマ星）を犯した。6寸以内に接近するから、これは犯としてよい。沈むのも20時頃なので、戌刻に西天低く観望される。とくに何か人事との関連は述べられていないものの、次の【14】にある「近日、天変、頻りに示す」の一つであったことは疑いを容れない。

【14】貞応2・11・30（1223・12・23 13）晴。子刻雷電。風雨殊甚。今日御所造営事。猶被経評議。被召陰陽師等被尋問。国道朝臣。知輔。親職。晴賢。泰貞。信賢。晴茂。以上七人皆參。各占申不快之由。就中。近日天変頻示。歳星犯房星。本文之所載。五星犯房。人進失度云々。明年御歳七。令当計都星給。旁不可有御作事之由。国道朝臣申之云々。此事。猶仰六波羅。可被問于京都陰陽師等云々⁹。

御所の造営に関して陰陽師が召され、吉凶について答申している。実朝の暗殺によって源氏の将軍が途絶えた後、九条兼実の曾孫に当たる頼経（幼名三寅）が京から下向した。世にいう摂家将軍で、この御所はその三寅のためのものである¹⁰。占文によれば、木が房宿（さそり座西部）を犯したという。正に当日と記すわけではないが、この日の早朝、木は房宿上将星（さそり座ベータ星）の南3寸に接

近して犯となる。そして、木星に限らず、五惑星が房宿を犯すときは「人、進みては度を失う」といい、新たに物事を始めることを戒めている。この記事は、鎌倉の武家社会においても、重要事項の決定に際して天文占が行われたことを示す好史料である。さらに、六波羅探題を通じて京都の陰陽師らにも問うべきであると言っている。技術的には決して引けをとらないように思われるが、在鎌倉の陰陽師は一ランク下がるものと見られていたことが窺われる¹¹。

【15】貞応2・12・20（1224・1・12 14）霽。…。今夜子刻。月与熒惑同变（相去二尺三寸所）。

【16】貞応3・正・5（1224・1・26 15）晴。…。戌刻。月与太白同变由。司天等申之。

【15】は月火、【16】は月金、それぞれの接近で、いずれも適切な記述である¹²。天変御祈などのことは見えない。

【17】貞応3・7・4（1224・7・21 19）晴。今曉。太白陵井鉞之由。有司天等告。

【18】貞応3・7・6（1224・7・23 20）今曉。太白入井中。戌刻。月犯火（相去一尺五寸所云々）。

まず【17】は金星による井宿鉞星（ふたご座エータ星）陵犯。続く【18】は金星が井宿距星（同ミュウ星）に1尺2寸まで接近したことに対応する¹³。さらに、月が火を犯した記述も適切。このほか9日には月が心中央星（さそり座アルファ星）を犯した記事もあり、11日、北条政子は天変御祈を行わせた。

【19】貞応3・8・19（1224・10・3 22）晴。京都使者参。去十一日。左府（家通。近

衛殿下御嫡子）薨給（年廿一）之由申之。自今月六日御病気云々。去七日。熒惑星犯歳星之变者。大臣慎也。旬内符合之旨。司天等申之云々。

左大臣近衛家通が21歳の若さで没したとの知らせが京からもたらされた。それに付随して、7日に火が木を犯す变のあったことを記載している。距離は2尺5寸ほどながら、一応、適切な記述といってよい。大臣の慎みとされる凶兆が10日も経たぬうち（旬内）に実現して、驚きを隠せない様子である¹⁴。

【20】貞応3・9・13（1224・10・26 23）晴。戌刻。熒惑犯南斗之由。司天申之。

火が南斗（斗宿。いて座中東部）を犯したという。この日、南斗第五星（いて座ラムダ星）の北西9寸にあり、翌日には黄経の合、7寸まで近付いて犯となった。

【21】貞応3・9・16（1224・10・29 23）陰晴。寅刻。太白犯辰星云々。今日。流躡馬已下神事如例。相州 相模守北条時房 参宮同昨日。

金が水を犯した。このとき、両者の距離は9寸。亢宿（おとめ座東部）にあって、未明に並んで昇ってくる。しかし神事は例の如く行われ、時房も前日に続いて参宮した。この神事は幕府の年中行事の一つ、鶴岡八幡宮の放生会で、8月15日を定例とするが、6月に執権義時が没したため、延期されていた¹⁵。

【22】元仁2・3・24（1225・5・3 28）日来。太白経天。為变異之由。司天等依申之。今日被行御祈。民部大夫 二階堂 行盛為奉行云々。

「太白経天」は、金星が日中、中天を経過す

るのが見えたことをいう。中国では『漢書』高后6年紀（前182）以来、兵革や下剋上の凶兆として注意されてきた。しかし、いかに明るい金星でも、それは最大離角（太陽から最も離れるとき）の前後40日ほどの期間に限られる。記事の頃の離角は27度で、最大離角（46度）に達するのは6月下旬。現に、朝鮮では6月28日に係けて記載しており、このほうが適切である（『増補文献備考』高麗高宗12年）。3月下旬に観望できた可能性は低く、やや不審に思われる¹⁶。即日、天変御祈が行われた。なお、藤原定家の『明月記』には、この春、疫病流行の記事がある。

【23】嘉禄元・10・27（1225・11・28 35）晴。国道朝臣参武州 武蔵守北条泰時 御亭。申云。今暁。太白入氏。御慎文分明歟。随而日来天变連々出現訖。御所嘗作事。可被延引歟云々。仍被行御占。可有何年御沙汰哉之趣也。可為今年之由各占申。重宗今年共不可然之由申之。晴賢申云。造内裏以下作事。天变不憚之上。明年若君御年九。不可有御造作之御年也。早今年可被始成風之功云々。彼是共尾藤左近将監景綱為申次云々。

安倍国道が執権泰時の亭に参上し、金星が氏宿（てんびん座）に入ったことを告げた。

【14】に見た御所造営につき、凶兆ゆえ延期すべしと進言している。そこで他の陰陽師にも占わせたとこ、重宗だけは当年も翌年も不可としたのに対し、大勢は当年を可とするものであった。晴賢に至っては、内裏の造作でさえ天変を憚らないのだから...という。

この天象は、金星がてんびん座の四辺形の中に入り、氏宿距星のアルファ2星に5.5度まで接近したことを指す。しかし、最接近は7日前で、そのとき4.6度、四辺形に入ったの

は15日も前、という点が腑に落ちない。国道の進言はタイミング的に絶好でもなく、天変としての異常感にも乏しい。そして他の陰陽師は、翌年の年回りによる禁忌を、より重視している。『玉葉』にもしばしば見られたように、ある天象を凶とするか否かは多分に陰陽師（天文道）の判断に委ねられており、それは鎌倉でも同様であったらしい。深読みの謗りを恐れずに言うならば、国道や重宗の背後には新御所造営を可とせぬ一派の策動があったことも想定される¹⁷。

【24】嘉禄2・正・25（1226・2・23 42）
晴。今暁。歳星鎮星太白三星犯合云々。有御慎文之由。司天申之。及勘文云々。

木・土・金の三惑星が未明の東天に集って見えたもの。『明月記』同日条にも概ね精確な記載がある。木土間は1.0度、木金間は2.8度で、ほぼ一直線に並ぶ。とは言え、三者が最も近付くのは3日後の28日で、また金はやや離れてしまうものの、木土はなお接近を続け、2月7日には重なってしまう、などのことは出てこない。殊更にこの日付なのは、翌々日に実現する頼経への將軍宣下と無関係ではあるまい。やはり天文占の勘文申告には「タイミング」があるのである¹⁸。

【25】嘉禄2・11・3（1226・11・23 47）
晴。…。戌刻。月犯太白星（相去二尺余）。

【26】嘉禄2・11・4（1226・11・24 47）
快霽。…。戌刻。熒惑星歳星犯之云々。

【27】嘉禄2・11・5（1226・11・25 47）
晴。戌刻。月凌犯鎮星。月犯熒惑星。亥刻。月歳星犯之。

惑星の変が続く。3日、月が金を犯した。「二尺余」と記すが、実際には3.1度。4日に

は火が木を犯し、3.5度。しかし7日後に0.4度まで近付くことには触れていない。5日、月が三惑星を相次いで犯した。戌刻、月土間は2.6度。熒惑星を犯すとあるのは月による火星蝕で、鎌倉では20時20分頃、月の後ろに火星が隠れた。間もなく月没となり、火星再現は観望できない。したがって、亥刻に月が木星を犯すというのも計算上の話で、子刻過ぎに1寸以内まで近付いたが、地平線下である。前月27日から將軍頼経が病臥、連日、祭供が行われ、13日に至ってようやく快復の兆しが見えた。

【28】嘉禄2・12・4（1226・12・24 47）
晴。戌刻。月犯火。金犯木（二寸所）。

月が火星を犯した。戌刻頃には火星が月の南西2尺ほどのところにある。また、金星が木星を犯したほうは、戌刻には地平線下で、距離も2尺以上あり、「二寸」は不審。実視できないことを逆手にとった、意図的な誤報である可能性も否定できない¹⁹。

【29】嘉禄3・正・3（1227・1・21 48）
霽。…。戌刻。太白犯熒惑星（相去二尺余）。

【30】嘉禄3・正・11（1227・1・29 48）
霽。戌刻。太白熒惑星掩犯²⁰。

金星が火星を犯した。3日の戌刻に距離は3.6度あり、「二尺余」はやや正確を欠くが、11日に黄経合、1寸以内まで近付いたから、こちらは的確。14・15の両日、地震の続いた記事がある。

【31】嘉禄3・正・28（1227・2・15 49）
霽。自去十六日。熒惑增光芒氣盛之由。天文道申之云々。

火星が光を増したという。このとき火星は

日没後の西天に光度1.3等で見えたが、最大光度の-3等には遠く及ばず、天文学的には説明のつかない記事と言える。『吾妻鏡』2月8日条によると、鎌倉に火災があり、「幕府東西人家等并武州納所」を焼いたとある。幕府付近の民家や泰時邸などが罹災した。これと関連する作文とも見られる²¹。あるいは4月22日、京都では造営中の内裏が焼けるという事件もあった（『百鍊抄』）²²。

【32】嘉禄3・9・2（1227・10・13 59）
晴。金火迫犯之由。天文道等属周防前司 中原 親実。捧連署勘文云々²³。

金星と火星の接近で、この日の未明、7寸ほどに近付き、犯。さらに翌朝は黄経の合、1寸以内となった。前月末から將軍頼経が風疹を病んでおり、また3日に鎌倉を大地震が襲った。

【33】安貞2・10・25（1228・11・23 81）
霽。去廿二日。火土相犯之由。天文道献勘文。周防前司 中原親実。後藤左衛門尉 基綱 等披露之云々。

22日に火星が土星を犯したという勘文であるが、このときの距離は1.8度。むしろ、この記事の日付のほうが5寸以内に近付き、犯となるから適切。中国の『宋史』天文志は24日に係ける。翌日すぐに沙汰があり、30日に天変御祈が始められた。

【34】寛喜4・正・5（1232・1・28 113）
未刻。月犯太白經天（相去四寸所）。去貞応三年四月七日有此变。同六月十三日右京兆 義時 卒亡。凡和漢共非佳例。而今依為年始。天文道不出言云々。

月が金星を犯し、昼も見えたという。この

とき、金星は太陽の東、最大離角に近く位置しており、月との距離は0.5度。したがってこの記事は適切で、見えた可能性も高い。

一方、貞応3年（1224）4月7日にもこの変あり、というのは、月と金星は90度以上離れていたから、太白經天だけのこと。太陽からの離角は33度ほど、朝鮮の『増補文献備考』にも「太白昼見」とあり、実視できたと考えてよい。ただし、『吾妻鏡』当日条には記述がない。

続く「六月…」は、執権北条義時の死去を指し、金星が昼見えたという天変から要人の死を連想していることを知る、貴重な記述である。しかしながら、今は年始ゆえ申告はしないとも言う。貞応3年の凶例があるので、言明することにより、実際に生起するのを恐れたものと考えられる。

【35】寛喜4・2・8（1232・3・1 114）
天霽。戌刻。月犯天関并太白犯婁星。為希代重变之由。天文道驚申云々。

月が天関（おうし座ゼータ星）を、金星が婁宿距星（おひつじ座ベータ星）を犯した。前者は1.3度、後者は2.3度。希代の重変というほど深刻ではない。前日来、將軍頼経の室が病臥している。

【36】貞永元・7・8（1232・7・27 116）
天晴。今曉寅刻。太白犯東井。是安徳天皇没西海給宝劔紛失時变也。天子浮船失珍宝文之由。天文道申之云々。

金星が東井（井宿。ふたご座）を犯した。具体的な星名は不明だが、井宿にいることは正しい。安徳以下の文言は、『玉葉』元暦元年（1184）6月24日条に安倍広元の密奏案として見える記述と一致する²⁴。今回も天文道の

人々は、天皇の交替を予感していたのかもしれない。現にこのあと10月4日、後堀河天皇は四条天皇に譲位して院政を布いた²⁵。この記事は、『吾妻鏡』編者が(たとえ後知恵であるにせよ)太白の変と皇位継承とを関連付けていることを物語るであろう。

【37】嘉禎2・6・25(1236・7・29 176)
去夜々半。熒惑現兩變之由。天文道等屬大膳大夫 中原 師員申之云々。

この記事は、「熒惑、兩變を現ずるの由」と読める。このとき火星は、土星とともに畢宿(おうし座)にあり、兩惑星の距離が1.4度になった。それだけならば、「熒惑犯鎮星」と記すはずで、兩變とは何かそれ以外の異変が見られたことを言うのであろうが、意味不明である²⁶。あるいは、犯よりも緩やかな合、さらに緩い同舎などを「同變」というから、その誤写かもしれない。

【38】嘉禎2・9・1(1236・10・2 183)
天晴。子刻。熒惑犯輿鬼星。

【39】嘉禎2・9・8(1236・10・9 183)
熒惑入犯鬼積尸星。

火が輿鬼(鬼宿。かに座)に入った。1日夜半には鬼宿距星(シータ星)から3度ほどの位置にある。8日条の積尸星はエプシロン星で、プレセペ星団と呼ばれる²⁷。直近2寸のところを通過したから、記事は適切。13日に天変御祈を修している。

【40】嘉禎4・7・10(1238・8・21 227)
天霽。寅刻。熒惑与鎮星同變之由。司天之輩奉勸文云々。

火星が土星の北1.1度付近まで接近した。勸文の具体的内容はわからない。

【41】嘉禎4・9・9(1238・10・18 228)
寅刻。太白犯大微右執法星。同時。熒惑犯軒轅。戌刻。月犯歳星(相去一尺許)。又自亥刻迄丑時。流星或七八尺。或三四尺。不知其眞。色白赤。

ここには4件の天変がまとめて記載されている。

まず第一に、金が太微右執法星(おとめ座ベータ星)を犯した。実際には、翌10日の明け方、6寸余のところを通過して犯。9日には1.5度ほどを隔てる。

次に、火が軒轅大星(しし座アルファ星。レグルス)を犯した。本文にいう「同時」(9日未明)には距離は2尺余であるが、3日後ならば1尺1寸ほどのところを通過する。軒轅は黄帝(古代中国の伝説上の帝王)の名であり、天空にあっても帝王権力を象徴する星として重要視された²⁸。

次に、月が木星を犯した。この夜、黄経合となるので、この記事は適切だが、3尺近く隔たるから、「一尺許り」は首肯しかねる。

最後は流星雨の記録。推測の域を脱しないけれども、太陽暦10月中旬以降に目につく流星群としては、オリオン座流星群がある²⁹。

【42】寛元2・11・12(1244・12・13 寛永603)³⁰

天晴。今暁。熒惑入犯氏庫門星之由。司天等申之。

氏宿(てんびん座)庫門星は未決。火星は氏宿距星(アルファ2星)から5寸の位置にあったから、これを指すか。

【43】寛元3・9・8(1245・9・30 352)
天晴。戌刻。熒惑星犯天関云々。

熒惑が天関を犯したというのが、この記事は

不審。ふつう天関は畢宿にあつて、おうし座ゼータ星に比定される。しかし、このとき火星は南西方向に見え、天関は真東よりもやや北に見えるから、まったく位置が合わない。天関は他に、角宿（おとめ座中央部）第二星、北斗星、牽牛星を指したり、奎宿（アンドロメダ座）の別名として使われたりもするが、いずれも該当せず、明解を得ない。

強いて穿鑿するならば、前月18日以来、頼嗣が病臥しており、9月14日に平復した。このことが意識されている可能性もある。

【44】寛元4・3・24（1246・4・11 359）
天晴。…。今夜戌刻。太白犯熒惑星云々。

金星が火星を犯した記事だが、このときの両者の距離は3尺余で、少しく緩い。6日後には1尺まで近付くので、それを指摘すべきであった。天文道の人々の位置推算は決して不精確なわけではなく、むしろ彼らの技術は驚くべく精密である。さればこそ一層、なぜこの日に記したか？と疑われる。執権経時は21日に病に倒れ、この前日23日、弟時頼に執権職を譲った。そのことが背景にあるのであろう。

【45】寛元4・11・9（1246・12・18 370）
天晴。今曉。熒惑犯房の星。同太白犯攄閉星云々。

火星が房宿の星（さそり座オメガ1・2星）に0.8度まで接近し、金星が攄閉星（鍵閉。さそり座ニュー2星）に1.2度まで接近した。翌朝、それぞれ0.1度以内と0.4度に近付くから、この記事も最接近の日に係けていないことが知られる。この翌日、またしても將軍頼嗣が病に罹った。

【46】建長3・閏9・16（1251・11・1 488）

天晴。戌刻。天変出現。火曜芒悉見。人怪之³¹。

「火曜芒」は火星の光芒と考えられるが、このときの火星の光度は-0.1等程度と推算され、最大光度（-3.0等）には及ばない。怪しみ見るほどの光芒を生じたか、やや疑問である。次の【47】同様、藤原頼嗣から宗尊親王への將軍交替劇に絡む一連の事件の伏線として記述されている、と筆者は考える。

【47】建長3・10・20（1251・12・4 491）
今夜。太白驚輿鬼。占文云。大將軍廢云々。

金星が輿鬼（かに座）を犯したというが、このとき金は房宿（さそり座西部）にあり、全く合わない。熒惑が輿鬼を逆行中なので、その誤りとすることもできるものの、それはともあれ、明らかに將軍の交替と関連付けた記述と見られる。

この年12月27日、僧了行・矢作近親らが謀反の疑いで断罪された。これは北条氏得宗政治に対する敵対行為として受け止められ、26日に追捕、翌日すぐに死罪・配流という、有無を言わさぬ処置であった。翌年2月20日、執権時頼と連署重時は、後嵯峨上皇の皇子を將軍に迎えたい旨の使者を上京させた。このことは全く隠密裡に行われ、書状は時頼の自筆であったとか、二人のほかに誰も知らなかったなどと、『吾妻鏡』にさえ、いかにも工作であったように記している。その煽りを受けて將軍頼嗣は、要するに北条氏によって廃され、宗尊親王が迎えられた。時頼は寛元4年（1246）の宮騒動の際、名越光時の乱に連座したとして將軍頼経を京に送還し、頼経の父、九条道家を関東申次から更迭。かくて宮

將軍を迎立し、ついに北条氏は得宗専制を實質的に完成させたとと言える。【46】・【47】のように、実際の天象との関連が疑問視される記事にこそ、天変と人事を連動させて捉えている人々の思いが現れているのである。

【48】建長4・4・7(1252・5・16 512)
天晴。陰陽道奉勘文。近日。歳星増光色。々潤沢明也。依為吉瑞勘申云々。和泉前司 二階堂 行方持參御所。備上覽云々。

近日、木星が増光するとの勘文を捧げたといい、実際には普段と変わらなかったはずと推算される。しかも観望できるのは暁で、ほどなく日出を迎える。これより先、1日に宗尊親王が鎌倉に着き、入れ替わりに3日、頼経が鎌倉を発った。吉瑞との勘文は新將軍に対する慶祝以外の何物でもない。

【49】正嘉2・8・28(1258・9・26 709)
晴。戌剋。熒惑犯南斗第五星。同時大流星(長四丈余四尺)。自乾至巽。

火星が南斗第五星(いて座ラムダ星)を犯した。当日は距離7寸ほどで犯、翌日はさらに1寸以内にまで接近したから、この記事は適切である。同時に記載されている大流星はおそらく単発的なもので検証しかねるが、尾の長さ四丈四尺(44度)は、たしかに特筆に値する。たとえば、オリオンの対角線の2倍以上あり、まさに天空を切り裂くような姿を見せたのであろう。

【50】文永3・7・3(1266・8・4 871)
天晴。暁。木犯五諸侯第三星³²。自今暁。民間不安。或破壊家屋。或運隱資財。是皆怖戰場之故歟。巳一点。甲冑軍士揚旗。自東西馳集。窺參相州 北条時宗 門外。...

木が五諸侯第三星(ふたご座イオタ星)を犯したというが、実際は6尺も離れており、全く犯ではない。やはり続く民心動揺、騒乱の兆しという記事を引き出す前置として記述されていると見たい。翌4日、得宗の時宗と補佐役の執権政村は、時頼が苦心の末に迎立した將軍宗尊親王を廃した。このうえ何をか謂わんやという記事ではないか。

4. むすび

以上、『吾妻鏡』に見る惑星現象の記事を検討してきた。その結果、次のようなことが窺われるであろう。

『玉葉』とは異なり、一つ一つの記事に対して、吉凶の判断や評価は明記しておらず、一見、純然たる天象記録の如く読まれる。

しかしながら、周囲の記事との脈絡の中で見てゆくと、天変と人事とが互いに連動するという意識をもって配されていると解釈できる箇所が多い。

これは、『吾妻鏡』が二次的の編纂史籍であるという、史料としての性格に基づくもので、同時に編者の編纂意識の表れと見ることができる³³。

少し積極的な言い方をすれば、それは生起する事件の必然性、ひいては幕府や北条氏による支配の正当性を、天体現象によって(天意として)説明せんとするものである³⁴。

在鎌倉の天文道・陰陽師も、京のそれに劣るものではなく、技術や計算精度は決して低くはない。

にもかかわらず、天変として取り扱う判断基準が、在京公家の日記よりも一層ゆるやかな場合が多々見られる。これは公

家以上に意図的に、天変を人事の説明に援用したためと言えよう。

表題に掲げた「怖れたか」という問いかけに対し、結論として「畏れた」と答えよう。間接的なケースが多いとは言え、そのさまを示すことができたと思う。『吾妻鏡』を読むであろう人々が天変を畏れたればこそ、編者は記事をかくの如く配置し、天意に基づく歴史の展開として理解させようとしたのである。一騎当千の坂東武者といえども、天に弓引くことは、ようしなかった。それを結論として本稿を閉じることとする。

注

- 1 天文学と歴史学との連携領域を年代学と呼ぶ。在来の年代学は、記事の絶対年代を確認したり、史料自体の信頼度を測ったりすることを主眼とした。その場合、天文学的に見て事実と言えないような記述には注意が払われなかった。筆者は、むしろそういった記述にこそ、記者の意思が反映されていると見て、それを採り出すというアプローチをとる。諸賢のご意見を賜りたい。
- 2 記事本文には十二支による時刻表記しか現れないので、いかにも大雑把な印象を受けるが、当時の天文・曆道では、現在の時計で約1.3秒に相当する時間を最小単位として算出する。
- 3 二つの天体の見かけ上の距離は角度で表し、これを角距離という。1度=60分=3600秒。
- 4 永福寺は頼朝の発願で建立された寺院。平泉中尊寺の二階大堂を模したため、その所在地を二階堂という。鎌倉四大寺社の一つとして重んじられたが、室町時代中期に廃絶した。
- 5 些末ながら念のため。人事という言葉は、人間社会の出来事という意味で用いている。狭義の、いわゆる「人事」の謂ではない。
- 6 迥は迥(ケイ)の俗字で、字義は、はるか・とおい。しかし文意からすると、「迫」の誤記と見られる。
- 7 一般に天変は、実視観望されなければ、それによる凶兆は回避されたものとして扱われた。たとえば日月蝕のとき、雨天や曇天で見えないというだけでも御祈の効験ありとして恩賞を蒙る。ところが惑星の変は、地平線の下にあって観望されないと計算上わかっているにもかかわらず採り上げられている。興味深いことであるが、その事情の相違については未考。
- 8 重宗は陰陽師であろう。姓氏は未詳ながら、安倍氏ではないかと思われる。【23】にも登場する。
- 9 国道、親職、晴賢、泰貞、晴茂はいずれも安倍氏。知輔も安倍氏と推定されている(安田元久編『吾妻鏡人名総覧 - 注釈と考証 - 』(東京、吉川弘文館、1998))。おそらく信賢もそうであろう。
- 10 これが宇津宮辻子幕府(宇都宮とも。小町2丁目)。執権泰時と連署時房の主導により、源氏3代の大倉幕府(雪ノ下3丁目)から移転した。一方、頼経は建保6年(1218)正月の生まれで、わずか2歳にして下向、この記事当時、6歳である。嘉禄元年(1225)12月、三寅は新御所に移り、翌正月に將軍宣下があって4代將軍となった。
- 11 「明年御歳七。令当計都星給」とは、7歳になると、年回りが計都星に当たることをいい、作事(建築・修繕)をしてはならないという。計都は月の昇交点(白道と黄道の交点の一方)を意味する仮想的天体で、羅睺(ラグウ。月の降交点)とともに暗星として不吉視された。直接に観測される天体ではなく、もっぱら天文占に用いられる。
- 12 古記録などでは天候のハレを示す字として晴と霽とが見られ、何らかの使い分けがあるように思われるが、諸本間の字句の異同を見ると両字は互いに通用しており、記者直筆の原本以外では、この違いに拘泥してもあまり意味はなさそうである。本稿の読者は、いずれにせよハレと読まれて差し支えない。
- 13 距星とは、二十八宿それぞれの西側にある基準星をいう。惑星は西から東へ向かう状態を順行とするから、距星よりも東になったとき、「何宿に入る」と記される。
- 14 家通は家実息。同母弟に兼経(岡屋閔白)がいる。

坂東武者は惑星の変を怖れたか

- 15 この間、義時の後室伊賀氏と伊賀光宗が共謀して、光宗の女婿藤原実雅を將軍に擁立せんとする事件があった(伊賀氏の乱)。政子や泰時らはその処断と頼経の保護に追われ、鎌倉中が物情騒然としていた。
- 16 1203年には離角29度のとき見えた記録が中国・朝鮮に残っているから、27度でも条件によっては観望されたかもしれない。
- 17 最初は貞応2年11月29・30日に、明年、御所を新造すべきことが議論されている。しかし、移転の沙汰があったのは2年後の嘉禄元年10月3日で、11月になってもなお、方角に関する陰陽師らの意見が一致しなかった。それでも12月5日に上棟、同20日に移転したというのは、何か尋常ならぬ事情を感じさせる。
- 18 將軍宣下を控えて、瑞兆と勘申してもよさそうなどころ。しかし元々、北条氏は皇族將軍の下向を希望しており、摂家將軍は次善の策に過ぎない。成長後の頼経は、次第に反得宗勢力の中心人物に擬せらるるに至り、ついに寛元4年(1246)7月、鎌倉を追放され、京都に送還された(宮騒動)。
- 19 たびたび指摘する如く、当時の天文道の計算技術は高く、一桁違うようなことはない。
- 20 掩、原文「撩」。吉川本・島津本によって改めた。撩でも通じないことはないが、掩のほうがより相応しい。ちなみに、現代天文学でも月による星蝕を掩蔽という。
- 21 とくに増光していないにもかかわらず、天文道がそう申告したならば、きわめて作為的で、「為にするとところある」を感じさせる。反得宗勢力による放火も疑われよう。
- 22 こののち、宮城内に内裏が再興されることはなかった。
- 23 迫、原文「廻」。吉川本および意により改めた。
- 24 安德帝の入水は寿永4年(1185)3月24日で、広元の密奏は正に予言が的中した形である。文献2の史料【38】を参照のこと。
- 25 四条は前年に誕生したばかり。この譲位は四条母の中宮淳子が九条道家の娘で、道家の要請したことであった。道家はまた將軍頼経の父でもあり、その隠然たる勢力伸張の動きは幕府を大いに警戒させることになる。本稿【47】参照。
- 26 場所は、1054年の超新星爆発の残骸、かに星雲(M1)付近。ちょうど、おうしの角の先端に当たる。ヨーロッパに記録のない、この超新星が、「客星出現」として『明月記』や中国文献などに記載されていることはよく知られている。
- 27 余談ながら、この星団は、(一つの恒星ではなく)星の集団であることをガリレオが自作の望遠鏡を以って発見したことで有名である。
- 28 この年11月23日に嘉禎から暦仁へと改元した、その理由は「熒惑変」で、おそらくこの変がそれであろう。鎌倉には12月9日に報知が届いている。なお、暦仁は文章博士藤原経範が『隋書』から撰じた年号であったが、「略人」(逮捕監禁の意)と同音のため、好からぬ風評が立ち、翌年2月、すぐに延応と改元された。わずか2か月余り用いられた年号である。
- 29 国立天文台編『理科年表』第77冊 2004(東京、丸善、2003)によれば、オリオン座流星群は585、930、1436、1439、1465、1623年などに出現が著しく、流星雨として記録されている。母天体は、かのハレー彗星である。一方、この年(1238)、しし座流星群が流星雨として記録されているが、これは太陽暦11月下旬で、ひと月ほど先である。
- 30 【42】は国史大系本にない。阿部隆一解題『振り仮名つき 吾妻鏡 寛永版影印』(東京、汲古書院、1976)に拠った。
- 31 曜、原文「耀」。島津本により改めた。
- 32 侯、原文「喉」。意によって改めた。
- 33 それに対し、『玉葉』は逐日に記された個人の日記であり、記者の態度・意識が全く異なる。
- 34 その意味で、『吾妻鏡』には、古代の六国史などと同様の正史としての性格が内在する。

参考文献(順不同)

- 文献1：拙稿「九条兼実の見た火星 日記『玉葉』に「熒惑」を拾う」(『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第3号、2003)
- 文献2：拙稿『『玉葉』に見える惑星記事の考察』

- （三田古代史研究会『政治と宗教の古代史』（東京、慶應義塾大学出版会、2004）所収）
- 文献3：『新訂増補国史大系 吾妻鏡（普及版）』（東京、吉川弘文館、1978-79）
- 文献4：斉藤国治『国史・国文に現れる星の記録の検証』（東京、雄山閣出版、1986）
- 文献5：大崎正次『中国の星座の歴史』（東京、雄山閣出版、1987）
- 文献6：楊家駱主編『中国天文曆法史料』（台北、鼎文書局、1977-78）

補記

文献2において、牽牛を文字どおり牽牛星（いわゆるヒコボシ）と考えたために、不審と記した箇所がある。しかし牽牛は牛宿（やぎ座）の別名としても用いられ、それならば問題なく解釈できることに気付いた。ここに記して訂正する。